

## 第1編 総論



### 第1章 南アルプス市のすがた

#### 1. 市の概況

本市は、平成15年4月1日に八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の6町村が合併して誕生しました。この地域は、山梨県中西部、釜無川右岸に広がる御勅使川の扇状地と、その上流部の南アルプス山系からなる地域で、地理的・地形的に一つのまとまりを形成しています。

平坦部は、八田地区、白根地区、若草地区、櫛形地区、甲西地区の5地区が釜無川右岸にかけて広がっており、市街地は主として、国道52号線沿いに形成されています。

一方、山間部は、芦安地区及び白根地区、櫛形地区の一部に広がっており、特に芦安地区の大部分は、3,000m級の山々がそびえる南アルプス国立公園に属しています。

面積は264.06km<sup>2</sup>で、山梨県の面積の約5.9%を占めています。南アルプスの主峰北岳を頂点とした東西に細長い形で、冬は寒さが厳しく、夏は気温が高いという盆地特有の内陸性気候です。

産業は、平成17年国勢調査によると、就業者全体が38,162人で第1次産業（農業、林業等）割合は12.3%（県8.5%）、第2次産業（建設業、製造業等）割合は34.1%（県30.6%）、第3次産業（卸売・小売、飲食業、医療福祉、サービス業等）割合は51.7%（県60.1%）を占めています。平成12年の国勢調査結果と比較すると、第1次、第2次産業人口割合は減少し、第3次産業人口割合が増加しています。

交通手段はバス、自家用車が主であり道路は整備されていて、市内は約20分で移動ができます。

市内の道路網は、国道が2路線、県道が10路線あります。又、静岡市から佐久市までをつなぐ全長約136kmの中部横断自動車道の内、現在は双葉JCTから増穂IC間（16.2km）が供用されています。

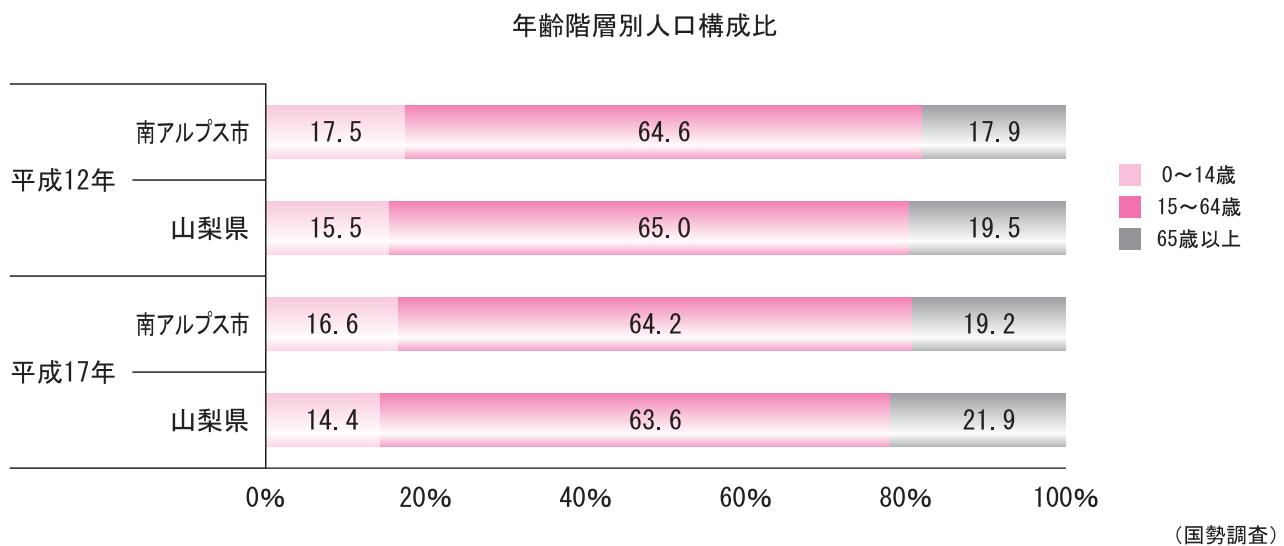
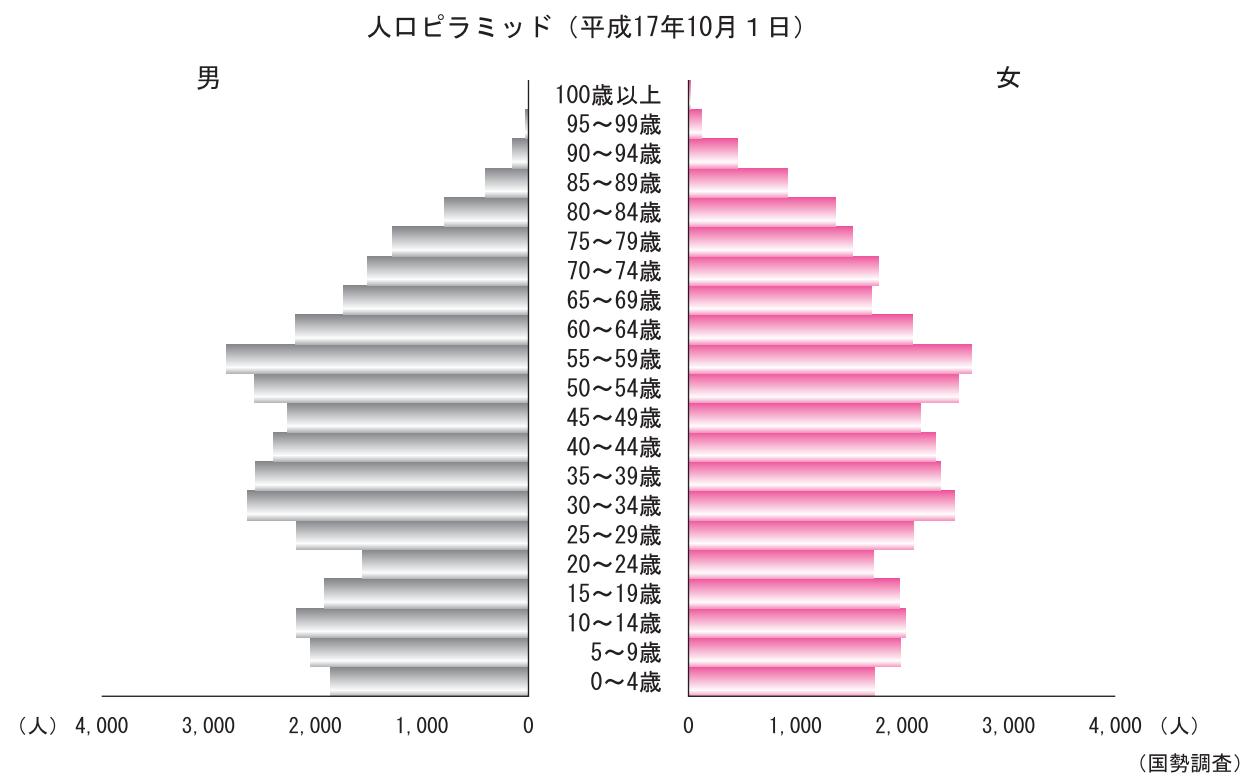
また、甲府市周辺地域を取り囲む全長約39kmの新山梨環状道路の内、平成21年3月14日から南部区間（南アルプス市十日市場～甲府市西下条約9km）が全線開通しました。

#### 2. 人口

平成17年の国勢調査における本市の人口は72,055人で、山梨県の人口の8.1%を占めています。平成12年国勢調査の人口（70,116人）と比較すると、1,939人増加しています。

年齢階層別人口構成比をみると、平成17年では0～14歳の割合が16.6%、15～64歳の割合が64.2%、65歳以上が19.2%でした。0～14歳、15～64歳までの割合は県よりも上回り、65歳以上の割合は下回っています。しかし、平成12年の市の調査結果と比較すると、5年間で0～14歳、15～64歳の割合は減少し、65歳以上の割合は増加しており、高齢化がすすんでいる状況です。

また、1世帯当たりの人員は3.05人と県の2.71人よりも上回っています。



## 第2章 健康かがやきプランの基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景

わが国は平均寿命が世界一であり、最近注目されている元気で長生きの指標である「健康寿命」も世界一という健康大国です。一方で、平成元年以來少子化が言われて久しいものの、その改善の兆しはみられません。また、わが国における急激な高齢化は世界のどこの国も経験したことのない高齢社会を迎えることになり、生活習慣病の増加や寝たきりの増加による医療費の増大など、健康に関する課題は山積しています。

このような状況の中で、2005年には、市民と行政が一体となって「市民の豊かな人生」と「健康で活気のある南アルプス市」を築くために基本となる健康づくりの方策として、第1次南アルプス市健康増進計画：健康かがやきプランを策定しました。

この計画は、「健康で豊かな人生を実現するために一人ひとりが実践し、みんなが支えあうまち」を全体のめざす姿として、「みんなが主役、健康づくり、まちづくり」のスローガンのもとで様々な施策を市民とともに実行してきました。今回、その評価を実施し、多くの指標で改善が見られることがわかりました。一方で、運動不足などの課題も明らかになりました。第1次健康増進計画を踏まえ、生活習慣病をはじめとする健康を取り巻く様々な課題と対策を第2次南アルプス市健康増進計画として策定しました。

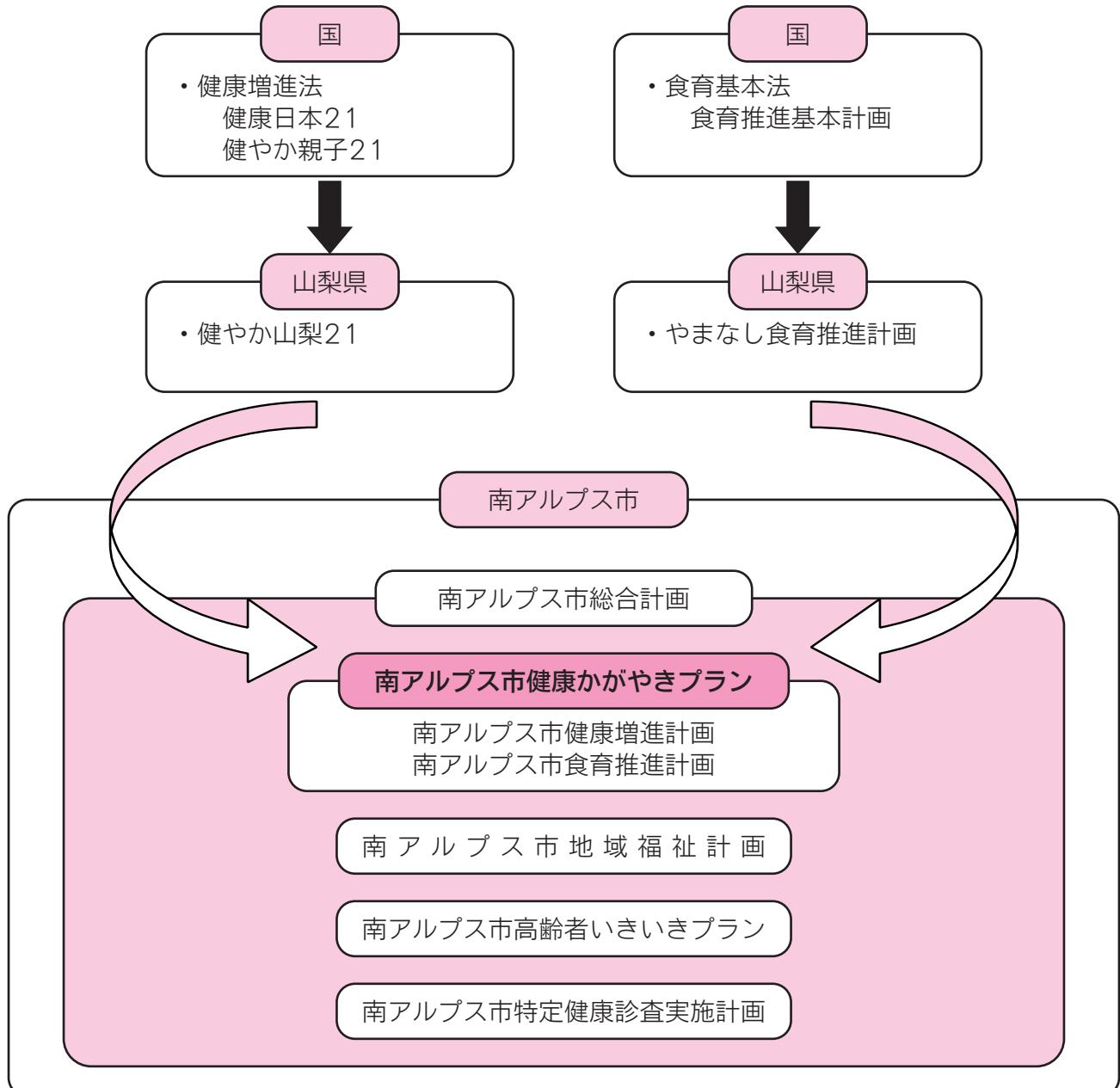
また、今回は、食育基本法に基づき「第1次南アルプス市食育推進計画」をあわせて策定しました。南アルプス市の歴史、文化、産業の特性を生かしながら、健康を中心にそれを支える「文化・教育」、「生産・流通」、「安全」から、食の大切さを市民一人ひとりが認識して、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てることを基本理念とした計画となっています。

### 2. 名 称

この計画の名称は、南アルプス市健康かがやきプラン（第2次南アルプス市健康増進計画・第1次南アルプス市食育推進計画）とします。

### 3. 計画策定の法的位置づけ

本計画は、健康増進法第8条の規定（都道府県健康増進計画等）及び食育基本法第18条の規定（市町村食育推進計画）に基づき、両計画を一体的に策定するものです。また、本市の「南アルプス市総合計画」や関連する「南アルプス市地域福祉計画」「南アルプス市高齢者いきいきプラン」「南アルプス市特定健康診査実施計画」等の計画との整合性を図ります。



### 4. 計画期間

計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10ヵ年計画としていますが、国、県の計画の変更、社会的情勢の変化などにより計画の変更が必要となった場合には、隨時計画の見直しを行っていきます。

## 5. 計画の性格

### 1) 全市民のための計画

この計画は乳幼児から高齢者まで、現在健康な人も障がいや病気の状態にある人も、一人ひとりの状況に応じたいきいきとした豊かな人生の実現のための計画です。

### 2) 市の総合計画の一環

この計画は「南アルプス市総合計画」に基づいて策定しました。また、障害者計画・次世代育成支援行動計画を含む地域福祉計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を含む高齢者いきいきプラン、特定健康診査等実施計画等の計画を踏まえ、中長期展望に立ち策定しました。

### 3) 国、県の計画との整合性

健康増進計画においては、国が策定した「健康日本21」、「健やか親子21」及び県が策定した「健やか山梨21」と整合性を図ります。

また、食育推進計画においては、国が策定した「食育推進基本計画」及び県が策定した「やまなし食育推進計画」と整合性を図ります。

### 4) 実効性のある計画

この計画は実効性のある計画とするために、市民、行政の役割を明確にして、それを実現するために、市は効果的な事業の実施と体制づくり、基盤整備をすすめます。

### 5) 科学的根拠に基づく計画

計画策定に先立って、既存資料の分析、現状把握のための実態調査と分析を実施しました。これを基にして、具体的な行動目標、数値目標を設定しました。さらに、事業成果の評価を実施して、次の計画に反映させていきます。

## 6. 市民参加型の計画づくり

計画策定、計画実施、計画評価のすべての場面において市民が参加し、決定のプロセスに関与して、健康づくりを市民と地域、行政が協働でおこないます。市民にわかりやすい内容とし、各分野での役割を明確にした行動計画を盛り込みました。

また、より多くの市民の声が反映できるよう、広く情報を発信・収集します。

## 7. 計画の組み立て

本計画では、「健康で豊かな人生を実現するために一人ひとりが実践し、みんなが支えあうまち」をめざす姿としています。

健康増進計画では、重点目標として「食育の推進」「運動不足の解消」「こころの健康増進」を掲げ、乳幼児期から高齢期までライフステージごとに「ひとりひとりが出来ること」、「南アルプス市が出来ること」を明確にしました。

また、食育推進計画では「健康づくり」を中心に「文化・教育」「生産・流通」「安全」の視点も加え、食育推進の重点目標を掲げ、各分野での取り組みを明確にしました。

## 8. 計画の推進体制と評価システム

健康かがやきプランに盛り込んだ内容を確実に実施することとともに、それを評価してより効果的な次の事業に結びつけることが大切です。

計画の進み具合や事業の評価を行うための体制を整備し、計画に関連する資料の収集システムの構築、評価方法を確立します。そして、これらの情報を活用して効率的で、実効性のある計画の推進を行います。

